

第 5 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和7年12月15日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和7年12月15日(月曜日)

午前10時3分開議

午前11時57分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第5号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

議案第6号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

議案第30号 指定管理者の指定について

議案第31号 指定管理者の指定について

議案第32号 指定管理者の指定について

議案第33号 指定管理者の指定について

議案第49号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

議案第52号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第3号)

議案第55号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

議案第56号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第3号)

議案第57号 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

報告第2号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて

②第七次熊本県環境基本計画(素案)について

③第6期熊本県廃棄物処理計画の策定について

④第5次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について

⑤熊本県食品ロス削減推進計画の改定について

⑥第6次熊本県男女共同参画計画の策定について

⑦「第2期熊本県スポーツツーリズム推進戦略」の策定について

出席委員(7人)

委員長	高島和男
副委員長	南部隼平
委員	岩中伸司
委員	松田三郎
委員	高木健次
委員	吉田孝平
委員	高井千歳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長	清田克弘
政策審議監	枝國智子
環境局長	原田義隆
県民生活局長	中川博文
環境政策課長	木原徹
水俣病保健課長	中田幸一
水俣病審査課長	塚本健
環境立県推進課長	若杉誠
環境保全課長	廣畑昌章
自然保護課長	野田貞幸
首席審議員	
兼循環社会推進課長	村岡俊彦
くらしの安全推進課長	岸森法夫
消費生活課長	浦田武史

男女参画・協働推進課長 小佐井 郁 里
 人権同和政策課長 山 本 智 勇
 商工労働部
 部 長 上 田 哲 也
 政策審議監 佐 崎 一 晴
 商工雇用創生局長 時 田 一 弘
 産業振興局長 中 島 一 哉
 商工政策課長 佐 藤 豊
 商工振興金融課長 村 上 友 彦
 労働雇用創生課長 荒 木 貴 志
 産業支援課長 小 松 篤 史
 エネルギー政策課長 吉 澤 和 宏
 企業立地課長 山 田 純 子
 販路拡大ビジネス課長 渡 辺 陽 司
 観光文化部
 部 長 脇 俊 也
 政策審議監 川 寄 典 靖
 観光文化政策課長 佐 方 美 紀
 観光振興課長 浦 本 雄 介
 スポーツ交流企画課長 松 尾 亮 爾
 企業局
 局 長 久 原 美樹子
 首席審議員
 兼総務経営課長 馬 場 幸 一
 工務課長 福 本 政 洋
 労働委員会事務局
 局 長 浦 田 美 紀
 審査調整課長 守 屋 芳 裕

事務局職員出席者
 議事課主幹 須 田 恵美子
 政務調査課課長補佐 那 須 豊

午前10時3分開議

○高島和男委員長 ただいまから第5回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工労働部、観光文化部、企業局の順にお願いします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、清田環境生活部長。

○清田環境生活部長 おはようございます。

環境生活部の議案等の説明に入ります前に、地下水保全関連の御報告をいたします。

10月31日に、知事、両副知事、関係部長等が出席し、今年度2回目の地下水保全推進本部会議を開催いたしました。

この中では、次期熊本地域地下水総合保全管理計画の策定状況や水質に係る環境モニタリングの最新の分析結果などを報告し、今後の地下水保全に向け、意見交換を行いました。

地下水保全の取組につきましては、熊本の宝である地下水を未来に引き継いでいけるよう、今後とも関係部局が連携し、市町村や関係団体とも協力しながら、全力で取り組んでまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要について御説明いたします。

今回提出しております議案は、冒頭提案の予算関係1件、条例等関係2件、報告関係1件、追加提案の予算関係1件でございます。

まず、委員会説明資料の1ページ、令和7年度11月補正予算総括表を御覧ください。

冒頭提案分については、補正額(B)の欄に記載の総額1,000万円余の増額補正をお願い

しております。

内容は、事業費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

次に、追加提案分につきましては、補正額（追号分）(C)欄に記載の総額6,200万円余の増額補正をお願いしております。

内容は、人事委員会勧告を踏まえた職員の給与改定に伴うものです。

そのほか、繰越明許費が2件、債務負担行為の追加が4件、条例等議案として、指定管理者の指定が2件ございます。

報告関係では、専決処分の報告が1件ございます。

最後に、その他報告事項として、第七次熊本県環境基本計画(素案)についてなど5件御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

委員会説明資料の1ページを御覧ください。

一般会計、表の左から4つ目、補正額（追号分）(C)欄ですが、これは、今年10月の人事委員会勧告を踏まえた職員給与改定等に伴うものでございます。

今回の改定は、民間給与との格差等を踏まえ、全職員の給与月額を引き上げるとともに、期末手当、勤勉手当支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

また、会計年度任用職員の報酬等について、職員の給与改定に準じて改定するものです。

補正額は、環境生活部全体で6,200万円余の増額を計上しております。

この職員給与改定等に伴う追号分につま

しては、全庁共通の事柄でございますので、各所属からの説明は省略させていただきます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定に係る専決処分の報告でございます。

19ページの事故の概要で御説明します。

この事故は、今年8月13日に上天草市内で発生した物損事故で、当事者は循環社会推進課の職員、相手方の車両所有者は上天草市でございます。

一番下、6、事故の状況のとおり、公務出張中、職員が運転する車両が駐車場において後方発信して切り返そうとした際に、駐車中の上天草市所有の軽乗用車に接触したものです。

県と相手方の過失割合は100対0で、この表の右側に記載のとおり、県の損害賠償額は、11万4,169円でございます。

この事故の後、環境生活部では、今年9月、部の全職員を対象に、交通事故の防止や法令遵守の徹底について研修を行いました。

今後とも、交通事故の防止に一層留意してまいります。

環境政策課からは以上でございます。

○中田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

水俣病総合対策事業等委託業務として4,400万円余をお願いしております。

これは、医療事業等に係る給付関連業務及び支払い通知印刷業務を委託するもので、来年4月から実施するため、今年度中に契約事務を行う必要があることから、今回設定するものでございます。

水俣病保健課は以上です。

○塚本水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の5ページをお願いします。

下段の公害保健費、説明欄の2、国庫支出金返納金ですが、これは、昨年度の国からの事務費交付金の交付額確定に伴うものでございます。

水俣病の認定審査や検診等の業務につきましては、その経費の2分の1を国から交付金として受け入れておりますが、昨年度の最終的な経費が見込みを下回ったことにより返納するものでございます。

水俣病審査課は以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

2段目の公害規制費について、右側、説明欄3の国庫支出金返納金として、46万円余の増額をお願いしております。

これは、さきに受入れをいたしました令和6年度環境放射能水準調査事業の国庫支出金につきまして、事業費の確定作業が完了しましたので、その差額46万円余を国に返納するものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、令和8年度に実施する大気汚染監視業務で、限度額220万円余、水質環境調査業務で、限度額4,500万円余の設定をお願いするものでございます。

大気汚染監視業務では、大気中におけるベンゼン等有害大気汚染物質の一部の分析業務を、また、水質環境調査業務では、海域約50地点及び河川約50地点の採水、分析業務を民間事業者へ委託するものでございます。

いずれも4月から年間を通じて行う調査でございますので、契約事務等に要する期間を考慮しまして、債務負担行為の設定をお願い

するものでございます。

環境保全課は以上でございます。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料の11ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

観光費でございますが、事項の欄、国立公園満喫プロジェクト推進事業、国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業、県有公園施設営繕、自然公園等施設リニューアル事業の4事業で、国立公園等の施設整備や改修を行うものです。

商工災害復旧費でございますが、自然公園施設等災害復旧事業につきましては、9月補正で予算化しました令和7年8月豪雨分であり、歩道改修に係る測量設計等を行うものです。

いずれも年度内に十分な工期が確保できないことにより、繰越しを設定するものです。

12ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

天草ビジターセンターの令和8年度から10年度までの3年間の管理運営業務につきまして、限度額1,600万円余の債務負担行為を設定するものです。

これに関連しまして、説明資料の23ページをお願いします。

議案第31号、指定管理者の指定についてでございます。

ただいま説明しました天草ビジターセンター管理運営業務につきまして、共同企業体祐和會を指定管理者として、令和8年度から10年度まで指定するものです。

24から25ページに選定の経緯等を記載しております。

今回公募に対する申請は、共同企業体祐和會1者でございました。

祐和會においては、これまでの経験や実績に基づく提案内容及び新たな取組の計画が選

考委員会で評価されており、それらを踏まえ選定したものです。

自然保護課は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

議案等の説明に入ります前に、11月の管外視察につきまして、執行部を代表して御礼を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島、エディオンピースウイング広島、公益財団法人ひろしま産業振興機構を御視察いただき、誠にありがとうございました。

私ども執行部も同行させていただきましたが、視察で学びましたことを今後の施策の中にしっかりと生かしてまいりたいと思っております。

次に、県内の景気、雇用情勢と当部の取組につきまして、概略を申し上げます。

11月7日に公表されました日銀の金融経済概観では「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。」と、7か月にわたり継続して判断を据え置かれました。

また、10月の有効求人倍率は1.13倍と、前月と同水準でございましたが、全体としては、引き続き人手不足の状況が続いております。

今後も物価上昇などの影響を注視してまいります。

次に、令和7年8月豪雨で被災されました中小・小規模事業者に対する支援についてです。

これまで、被災した施設、設備の復旧を支援するための補助制度の創設に向けまして、

商工団体等と連携して、5,000を超える事業者を対象に、復旧に要する経費を詳細に調査し、国に対して、自治体連携型補助金の補助上限額の引上げを要望してまいりました。

このたび、11月28日に閣議決定された国の補正予算案におきまして、被災都道府県の被害の程度に応じて、自治体連携型補助金の上限額を引き上げることが明記されますとともに、本県の要望額に沿った関連予算が盛り込まれました。

これを受け、今定例会で、被災事業者再建支援事業に係る補正予算案を追加提案しております。

県議会議員の皆様の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、被災事業者の一日も早い復旧、復興に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、国の経済対策についてです。

先般、国において、事業規模約21兆円の経済対策が閣議決定されました。

国の経済対策では、「生活の安全保障・物価高への対応」、「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」、「防衛力と外交力の強化」を3本柱として掲げられております。

このうち、物価高への対応として、中小企業、小規模事業者の賃上げ環境の整備等に取り組むことを目的に、重点支援地方交付金が拡充されております。

国で掲げられた項目などを踏まえ、この交付金等を活用した事業実施に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案等の概要について御説明いたします。

資料の26ページをお願いいたします。

令和7年度11月補正予算では、補正額(B)の欄の下段にございますとおり、167万円余の増額補正をお願いしております。

その内容としましては、事業費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

そのほか、繰越明許費が1件、債務負担行為の追加、変更が5件、条例等議案としまして、指定管理者の指定が1件ございます。

また、追号分として、資料、26ページの(C)の欄にございますとおり、総額43億2,100万円余の増額をお願いしております。

内容としましては、令和7年8月豪雨の被災事業者の施設復旧等への補助に要する経費及び給与改定に伴う経費でございます。

最後に、その他報告事項として、令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきまして、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

一般会計補正予算でございます。

上段の商業総務費の国庫支出金返納金は、県内事業者の生産性向上の取組を支援するために実施した中小企業者生産性向上緊急支援事業の補助金額が確定し、補助事業者から確定前に交付した補助金の返還があったことなどに伴い、充当した国の新型コロナ臨時交付金について、相当分を国に返納するものでございます。

下段の商工施設災害復旧費の被災事業者再建支援事業は、令和7年8月10日からの大雨により被災された県内中小企業者等の施設設備の復旧に要する経費の一部を補助するものでございます。

商工振興金融課は以上です。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業につきましては、熊本市南区にあります県立高等技術専門校の老朽化に伴う改修などを行う事業でございますが、このうち、自動車車体整備課1、2年実習棟、3年実習棟及び南側渡り廊下の新築工事につきましては、令和7年度から8年度にかけての2か年で施工する計画となっており、当初、今年度は工期全体の30%の進捗を想定しておりました。

しかしながら、新築予定地に現存する旧総合建築課1年実習棟の解体工事が遅延しているため、新築工事の着手時期に3か月程度の遅れが生じた結果、工期の全体スケジュールが後ろ倒しとなり、今年度想定していた分の事業完了が困難なことから、繰越しを行うものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

1段目のしごと相談・支援センター関係業務でございますが、求職者等に対する就労支援のためのキャリアカウンセリングを実施するなど、ハローワークと一体となって、熊本市の水道町でセンターを運営しておりますが、年度内に契約手続を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2段目の障がい者特別委託訓練業務でございますが、身体障害者及び精神障害者を対象としたIT関連の令和8年度から9年度の2か年にわたる訓練業務を民間事業者に委託して実施するものであり、年度内に入校手続を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

3段目の地域無料就労相談窓口関係業務でございますが、広域本部と地域振興局内にジ

ョブカフェ・ブランチを設置して、地域できめ細やかな就職相談や求人情報の提供、求人開拓等を実施しており、年度内に契約手続を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

33ページをお願いしたいと思います。

債務負担行為の変更でございます。

離職者訓練等委託業務でございますが、高等技術専門校で実施する離職者等を対象とした職業訓練のうち、当初予算で債務負担行為を設定した令和7年度に開始する訓練コースに加えまして、今回は、令和8年度に開始する複数年にわたる訓練コースにつきまして、債務負担行為の変更を行うものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○渡辺販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

40ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

熊本産業展示場グランメッセ熊本の管理運営業務について、今回の定例県議会において指定管理者の指定について議決いただいた後、来年1月から2月の間に指定管理者と協定書を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。

指定管理委託料は、令和8年度から令和12年度までの5年間の合計1億6,280万2,000円を限度額としております。

なお、年次別内訳について、令和10年度のみ限度額の設定をしていますが、これは、令和10年度に施設の大規模改修に伴う9か月の休館を予定していることから、指定管理料の支払いが発生するため、計上するものです。

関連しまして、41ページをお願いします。

議案第32号、指定管理者の指定についてでございます。

ただいま説明いたしました熊本産業展示場管理運営業務につきまして、熊本産業文化振

興株式会社を指定管理者として、令和8年度から令和12年度まで指定するものです。

42ページをお願いします。

選定の経緯等を42ページから43ページに記載しています。

選定に当たり、指定管理者を募集したところ、熊本産業文化振興株式会社の1者から申請があり、参加要件を満たしていたため、熊本産業展示場指定管理候補者選定委員会及び商工労働部指定管理者制度運営会議を開催し、同者を指定管理候補者として選定しています。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○高島和男委員長 次に、観光文化部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、脇観光文化部長。

○脇観光文化部長 観光文化部でございます。

観光文化部関係の議案等の説明に先立ちまして、県内観光の現状及び観光文化部に関する最近の取組について御説明をさせていただきます。

初めに、観光庁の宿泊旅行統計調査における直近の速報値によりますと、本県の今年1月から9月の延べ宿泊者数は、前年の同じ期間と比較して102%となり、特にインバウンドは約118%と好調に推移しています。

インバウンドの誘客施策では、最重点市場である台湾において、先月7日から10日に開催された台湾最大規模のITF2025台北国際旅行博に、県内の9市町村、団体と連携してブース出展を行いました。4日間で約36万人の来場があり、本県のブースにも高い関心を示され、効果的なプロモーションができたと考えております。

また、今年度は、観光レップを置いている韓国においては、先月12日に開催された日韓

知事会議に合わせて、大手旅行会社や航空会社に知事のトップセールスを実施し、本県の観光PRと誘客促進を図ってまいりました。

次に、アニメを活用した誘客施策では、「夏目友人帳」のモデル地の一つとして知られる人吉市の天狗橋が、令和2年7月豪雨による被災からの復旧工事を終え、先月15日に開通式が執り行われたところです。開通に合わせてファン向け記念イベントを開催し、抽選で選ばれた100名の方々と一緒に渡り初めを行うなど、多くの観光客にお越しいただきました。

今後とも、人吉・球磨地域への誘客促進に取り組み、豪雨被災地の観光復興に尽力してまいります。

最後に、スポーツの分野では、10月12日に国際サイクルロードレース、マイナビ ツール・ド・九州2025の熊本阿蘇ステージを開催し、約5万人の観戦がありました。先月の国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパン2025でも約2万人の観戦があり、両大会とも昨年度を上回る観戦者数となり、盛況のうちに終えることができました。

引き続き、スポーツ振興を通じて交流人口の拡大や地域経済の活性化につなげていくとともに、9月に方向性を表明しました県有スポーツ施設の整備についても、スピード感を持って取組を進めてまいります。

それでは、観光文化部関係の議案の概要について御説明をいたします。

資料、44ページを御覧ください。

令和7年度11月補正予算では、補正額(C)の欄にございますとおり、追加提案分として、給与改定に伴い1,800万円余の増額補正をお願いしております。

また、明許繰越しの設定を1件、債務負担行為の追加を3件、条例等議案として、指定管理者の指定を1件お諮りしております。

最後に、その他報告事項として、第2期熊本県スポーツツーリズム推進戦略の策定につ

いて御報告いたします。

詳細につきましては、この後関係課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課です。

資料の46ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

県立劇場施設整備費は、県立劇場の駐車場舗装工事及び駐車場管制設備更新工事に要する経費です。

駐車場舗装工事は、駐車場のレイアウトの検討や高木の移植等に不測の日数を要し、年度内に完了することが困難となったため、また、駐車場管制設備更新工事は、設計変更など不測の日数を要するため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

47ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設管理運営業務について、令和8年度から令和12年度までの5年間の第2期指定管理期間の管理運営に要する経費に係る債務負担行為の設定をお願いするものです。

51ページをお願いいたします。

議案第33号、指定管理者の指定についてでございます。

先ほど御説明いたしました熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設管理運営業務につきまして、みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体を指定管理者として、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定するものでございます。

52ページをお願いいたします。

指定管理者の選定について御説明いたします。

中段、4に記載のとおり、選定理由については、候補者の経営状況に問題はなく、施設の設定目的、指定管理者制度の趣旨をよく理解した事業計画となっていること、また、語り部ガイド等のスキル向上や確保に向けた取組をはじめ、県外の類似施設や被災地との交流を通じた熊本地震の教訓発信の取組などが評価できること、加えて、当施設の将来展望を見据えた顧客ニーズの把握や誘客のターゲットニングの的確性なども評価されたことを踏まえ、指定管理候補者として選定をしたものです。

なお、選定に当たりましては、53ページの中ほどに記載の外部有識者による選考委員会で審査していただいております。

観光文化政策課は以上です。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

資料の49ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の観光統計パラメータ調査事業は、本県における観光客の動向を的確に捉え、今後の施策展開を行う上での検討材料とするため、観光入り込み客の実数や訪問地などにつきまして、県内の主要観光地13か所で対面調査を行うものでございます。

調査業務を令和8年4月から実施するため、年度内に委託契約の事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

下段の多言語コールセンター運營業務は、宿泊施設や観光施設等における外国人旅行者との円滑なコミュニケーションをサポートする24時間365日対応の多言語コールセンターの運営に要する経費でございます。

本業務を令和8年4月から実施するため、年度内に委託契約の事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

観光振興課は以上です。

○高島和男委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

まず、久原企業局長。

○久原企業局長 企業局でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ちまして、企業局所管の電気、工業用水道及び有料駐車場の各事業の状況につきまして御説明申し上げます。

まず、電気事業につきましては、設備工事などにより一部発電所で発電停止があったものの、一定の降水量が確保されたことから、全体としては、おおむね計画どおりの発電実績となっております。

次に、工業用水道事業につきましては、多くの未利用水を抱える有明、八代の工業用水道におきまして、半導体企業への新規工業用水道事業の推進も含め、給水企業の拡大に取り組んでおります。

最後に、有料駐車場事業につきましては、各月の利用台数が前年度を上回るなど、引き続き順調に推移しております。

なお、今年度で指定管理期間が満了することから、次期指定管理者の指定に係る議案を本定例会に提出しております。

それでは、本日御審議いただく議案でございますが、冒頭提案分の補正予算として、債務負担行為の設定について、電気事業会計の7件、工業用水道事業会計の1件をお願いするものです。

また、条例等議案として、先ほど触れました指定管理者の指定1件をお諮りしております。

詳細につきましては、総務経営課長が説明いたします。

なお、追加提案分として、3つの事業会計の補正予算がございまして、いずれも人事委

員会勧告を踏まえた職員給与費の増額補正であり、説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局の予算関係議案につきまして御説明いたします。

令和8年度以降分の債務負担行為の設定でございます。

説明資料の59ページをお願いいたします。

電気事業会計に係る債務負担行為の設定でございます。

来年4月1日から実施する発電総合管理所の建物清掃委託などの施設管理業務につきましては、一般競争入札により今年度中に契約を締結する必要があるため、それぞれ記載のとおり、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

60ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計に係る債務負担行為の設定でございます。

半導体工業用水道水質検査業務委託につきましては、現在実施中の新規工業用水道事業に係る水質検査を来年4月以降も引き続き実施する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、指定管理者の指定でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

熊本県営有料駐車場及び第二有料駐車場における令和8年度から5年間の運営及び保守業務等につきまして、日本パーキンググループを指定管理者に指定するものでございます。

平成28年度の指定管理制度導入から今年度

で10年目、来年度から第3期目の指定管理期間となります。

21ページをお願いいたします。

選定の経緯等について御説明いたします。

1、選定の経緯のとおり、11月上旬の外部有識者による選考委員会、企業局内の選定運営会議を経て、2の応募状況に記載の3者から日本パーキンググループを選定しました。

なお、同グループは、現在の指定管理者でございます。

選考委員会及び選定運営会議の委員につきましては、22ページの参考及び6に記載のとおりでございます。

21ページにお戻りいただきまして、4の選定理由等でございます。

上段は、選定の考え方でございますが、熊本市中心市街地の振興の一環として、新たに渋滞対策、インバウンド対策等を審査項目に加え、地域課題への対応をより重視いたしました。

下段は、日本パーキンググループの選定理由でございます。

これまでの実績のほか、完全個室型ベビールームの設置や駐車場予約サービスなどの新たな取組、また、それらの取組や提携先拡大などによる収入増に基づく県への納付金額などを評価いたしました。

説明は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

説明資料、28ページになりますが、冒頭、部長の説明でもございましたので、村上課長か、場合によっては部長か、そんな難しい話ではございません。

総括説明でもおっしゃいました。我々議会といいますか、自民党も一緒になって、やっぱり最後に残った難関が、この上限が5億と、その当時、6年前の山形の例というような説明を受けましたけれども、さらっと部長はおっしゃいましたけれども、やっぱり、知事はじめ部長、そして部内、課内の方々が、非常に見えるところ、見えないところを、調査がちょっと過重にまた要求されたとか、中企庁といろいろ作戦会議をしながら、時には財務省に対してとか、非常に御苦労があつて勝ち得たこの成果かなと、私も大変皆様にも感謝したいと思いますし、うれしく思っているところでございます。

補正予算案の中で、今衆議院を通過した段階で、十中八九間違いないだろうという状況だと思います。

だから、要望が実現したのでよかったよかったでいいのかもしれませんが、今後の——災害があつては困りますけれども、他県でもあるかもしれない、あるいは本県でもあるかもしれないというような、ちょっと心の準備として、先ほど部長の表現でいきますと、自治体連携型補助金の上限額を引き上げることになっております。これは、どうですか、我々の理解として、さっき言いました自治体連携が、過去の例でいくと上限5億となっていたのが、この枠内で引き上げられたというような理解なのか、あるいは、そっちは、触らずとは言いませんけれども、一般的な補正予算で、熊本県の要望に合うような——2分の1ですよ、これ、の予算をつけたという、結論は一緒でしょうけれども——例えば、上限が上がったとなれば、次はそれがある意味じゃ基準になるんでしょうから、それ

がちよっとはっきりしてるんだったら教えていただければと思います。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

ただいま御質問ございました、今回の制度の、恐らく見直しというふうに我々は捉えておりますけれども、国からいただいております資料では、被害の規模に応じた形で補助上限額を引き上げるという形での今回見直しが進められるというふうに聞いております。

その際に、これもまだ詳細は届いているところではございませんけれども、一番大きい被害の場合には40億円というような設定がなされるというふうにも聞いておりますので、重ねてにはなりますが、段階的に、被害の規模に応じた形での補助金の国からの交付という形に見直されたというふうに認識しております。

以上でございます。

○松田三郎委員 なかなか国も、分かりました、広げて今度は40億ですという言い方はしないでしょうから、今の課長のお話でいくと、あつてはならぬとは思いますが、今後の、例えば被害があつた場合に、被災した中小企業の被害額なり被害状況をしっかり調査をして、それに見合うような補助が必要ならば、かつての5億とか、内々で40億ぐらいという話。上限をはっきりしないけれども、それに合った対応をしていきたいと思いますというようにことかな、考え、簡単に言うとそういうことですか。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

これも、委員から御指摘ございましたとおり、今回国に引上げを要望する中では、我々熊本県といたしまして、9月の中旬から復旧費用の調査というものを行いました。対象

は、部長の総括説明にもございました5,000件を超える事業者の皆様方にアンケート調査ですとか、あと、100件以上、具体的に訪問ないし電話で聞き取り調査を行うなどによりまして、できるだけの積み上げをやってきたという、調査を行ったというところがございます。

その結果、我々が把握しました復旧費を、具体的には、復旧費用から保険金で支払われる額を除いたところでの補助対象経費を積み上げたという形になりますけれども、こちらの金額がトータルで56.4億円になったということで、まず国に報告をいたしております。

その結果、これも委員御指摘ありましてとおり、国の補助金が幸い2分の1今回つけていただくことになりましたので、その分、28.2億円ということになりますけれども、国費で御対応いただくという形になっております。それに県費も合わせたところでの、今回補助金の総額としましては、42.3億円の計上ということになりますので、そういった形で、恐らく、今後被災されるような地域、これは本県も含めてと思っておりますけれども、出てくる場合には、同じような手続を取るような流れになるのかなというふうには認識しておるところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

今おっしゃったように、この調査も、我々は簡単に調査と聞きますが、非常に短期間で、最初は抽出したところでしたけれども、全県調査をされた。短期間の中でもあり、そして度々要望なされたということで、非常に皆さんが頑張っていたいただいたなというような、褒めるための質問でございましたので。

以上でございます。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高木健次委員 上田部長にちょっとお尋ねします。

総括説明の中で、MAZDAのZoom-Zoomスタジアム広島、それとエディオンピースウイング広島、施設を両方私どもと一緒に視察をしていただきました。この中にも非常に視察で学んだということ、これからの県政の施策の中にしっかりと生かしてまいりたいという言葉が出ておりますけれども、我々も、私は広島スタジアムは2回目だったと思うんですけどね。非常に熊本のスポーツ施設と比較をして、部長がどのように感じられて、これからどのように施策に展開をしていくかということ、今思っている現時点での感想を聞かせていただければと思っております。

○上田商工労働部長 すみません、せっかく高木先生に振っていただいたんですが、私はちょっと参加できておりませんで、報告は受けておりますが、具体的なスポーツ施設については脇部長から。

○高木健次委員 じゃあ、脇部長、すみません。

○脇観光文化部長 脇でございます。

先日私も実は視察のほうにちょっと参加できなかったんですが、一応報告を受けさせていただいてます。そして、あと、今回の視察に限らず、昨年度来、全国の野球場、それからスポーツ施設については、かなり多数のものを見させていただいて、大分私ども、私だけではなくて、組織として知見を今ためているところです。

当然今回の広島もそうですが、やっぱり街に近い、駅に近いというところは非常にやっぱり大なるアドバンテージがあるなということ、そして、広島は、今回報告を受けた中で一番印象にあったのは、やっぱり広島市の

歴史的背景もあって、市民で盛り上げてつくっていると、これは広島球団そのもの自体も応援をしているというところがございまして、私どもも、今後、野球場それからアリーナの建設においては、できるだけ多くの県民の皆様方の御理解と御支援をいただきながら進めていきたいというふう感じたところでございます。

以上でございます。

○高木健次委員 この文書を見ると、もう両部長がしっかり我々と一緒に行かれて、視察したような感じを受けましたので、失礼しましたけれども、ただ、今言われたとおり、熊本と比較した場合、やっぱり非常に、よその県、特にこの広島もそうですけれども、進んでいるといいますかね、市民がわくわくするような、そういうスタジアムとか、施設ができてきているということで、これは広島だけじゃなくして、どこに行っても、長崎に行こうが佐賀に行こうが、非常によそは進んでいるという感じがしております。

特に野球場とアリーナは、知事の発表にもありましたとおり、早急に施設を整備したいということでやっておられますけれども、やっぱり一番肝腎なことは、やっぱり急ぐことですよね。急がなければ、やっぱり本当に他県に遅れているといいますかね、スポーツを愛する方々の期待に応えることができないということですから、その辺はしっかりと、観光を含めて、また、商工労働部も含めてですよ、この辺はしっかりと肝に銘じて、できるだけ早く、この施策の展開ができるように、私のほうからもくれぐれもお願いをしていきたいというふうに思っております。

一遍また視察に行ってみてください、部長も。またいろいろと勉強できると思いますので、しっかりとその辺はお願いして質問を終わりたいと思います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 議案の中に、すみません、ちょっと部をまたがるんですけれども、指定管理者の指定について、ですから委員長、どなたでも結構ですけれども、これはほかの部の関係もそうでございます。私、政審会のごときに、取りまとめは人事課がするというので、総務部長にもお尋ねしたんですが、今回のこのそれぞれ30号から33号の中身、選定について異存はございませんけれども、どうもやっぱり1者だけの応募というのが非常に多く、ほかの部も含めてなっている。いろいろな事情はあるかと思いますが、今受託しているこの指定管理者が圧倒的に、次も臨むならば有利になるというのは、これはもともと制度の在り方からすると、ある意味当然かなとは思っております。

ですから、そのことについてとやかく言うつもりはございませんが、新規で手を挙げようというところは、やっぱりその金額とか条件によっては、圧倒的に今受けているところが有利ならば、競争してまでどうかなというような状況もあるのかもしれない。

今見直しを不断において進めてらっしゃるか、次に向けて検討しますということだったかはちょっと記憶しておりませんが、今回この議案で出てますので、次というと、まず3年後とか5年後になるんだろうと思っております。だから、もしかすると、今の部長級の方々はいらっしゃらないかもしれませんが、例えば、部内、あるいは窓口となっている課で、どういったことが論点になってるとか、あるいは、これはやっぱりこういうふうに変更したほうが良いなというのが少しでも出ているならば、各部によって、あるいは委託をする、指定管理する企業、団体によっても違うかもしれませんが、やっぱりある程度改善

をしていかないと、もともこの指定管理制度を導入したときの趣旨が、何か活かされていない、損なわれてしまっているのではないかなというような、懸念する部分もございますので、どなた、あるいはどの部長——企業局は3者か何か入っております。ただ、制度として何かこういうふうに改善すべきかなとか、こういう検討をしているというのがあったら、どなたからか教えていただきたいと思っております。

○渡辺販路拡大ビジネス課長 資料は42ページになりますけれども、グランメッセ熊本について御説明をさせていただきます。

グランメッセ熊本につきましては、今回が5期目の指定管理の公募選定ということになりましたけれども、過去からいきますと、第1期、平成18年が応募が5者、第2期が平成23年からの5年間ですけれども、応募が2者、第3期以降、今回の第5期まで、この3期につきましては応募が1者となっております。

やはり、指定管理の期間が長くなるにつれて、今指定管理を受けている業者につきましてはノウハウが積み上がっていきますし、なかなか新規参入がしにくい状況もあるのかと思います。

また、前回の第4期が令和3年度ということで、ちょうどコロナ禍の委託であったこと、また、今回の第5期につきましても、先ほど説明いたしましたけれども、大規模改修に伴う9か月間の休館というものがあるというところで、やはりそこら辺の事業の見通しがつきにくいというところで、他からの新規参入がなかったという部分もあるのかと推測をしております。

委員御指摘のとおり、制度の趣旨からいきますと、やはり競争原理が働くというのが望ましくございますので、ただ、やはり、なかなか県内の事業者等を含めて、現在の事業

者に対して応募しようというところはなかなか出づらいたところもあるかと思っておりますので、他県の類似施設の状況等もしっかり次期に向けましては情報収集いたしまして、参考としながら次回の募集に当たりたいというふうには思っております。

以上です。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

資料につきましては、24、25ページを御覧いただければと思います。

自然保護課が所管しております天草ビジターセンターの指定管理のことでございます。

天草ビジターセンターの指定管理につきましては、平成18年度からスタートしております。最初の3期は別のNPO法人が管理しておりました。しかし、そのNPO法人が25年度に解散をいたしまして、それ以降は、現在指定しております祐和會のほうにずっとお願いしているような状況でございます。

委員御指摘のとおり、こういった指定管理に当たりましては、複数の企業から応募があって、それから、過去の実績あたりも鑑みながら選定するのが妥当かと思っておりますけれども、そこに至っていないのが実情でございます。

過去にそういった解散があった事柄についてはもう少しちょっと確認しないといけないかと思っておりますけれども、そういった組織の経営状況も含めまして、より魅力ある、そういった内容になるような公募の仕方、そういったことも工夫しながら、より複数の応募があるような形に今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課です。

当課で所管している指定管理施設ですが、

資料のほうは、52ページから53ページに選定の件を書かせていただいております。

こちらの熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設ですが、こちらは令和5年度に開設しておりまして、今回2期目の指定管理の公募を行いました。前回と同様の候補者が、今回、みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体ということで、議員が御指摘がございました、2期連続での指定管理の候補となっております。

こちらの施設につきましては、今回、特に公募するに当たりまして、審査項目の見直しを行っております。といいますのが、審査項目につきましては、基本的には施設の管理運営に関する基本の審査項目があるんですが、特に、施設ごとに審査項目を設けることができまして、その中で、この施設の設置目的を反映する形で、審査項目としましては、熊本地震による災害から得られた教訓等の伝承、また、県民及び来訪者の防災意識の醸成、こちらについても、審査項目に追加をさせていただいております。

今回、公募を行いまして、1者のみの手挙げというか、ありましたけれども、この法人におきましては、その審査項目について非常に評価が高くて、特に、地元かつ民間の法人ということで、民間ならではのネットワークを生かしまして、例えば、地元の語り部のガイドの雇用、また、ガイドのほうも人数を増やしていたりということ、また、地元黒川区、南阿蘇村などとの地域団体とも連携しているということがありまして、実際こちらが施設として考えているところを非常に理解した内容となっておりますので、候補者として選定をさせていただきました。

以上でございます。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

私ども熊本県有料駐車場事業につきまして

は、資料の20ページでございます。

当施設におきましては、今回3期目ということとして、管理候補者を公募したところでございますけれども、第1期目の平成28年度は8者の応募、第2期の令和2年度につきましては3者の応募、今回につきましても3者の応募があったところでございます。

今回、審査項目、先ほど説明させていただきましたとおり、渋滞対策ですとかインバウンド対策等を盛り込みまして、配点も見直しをしたところでございます。

基本的には、駐車場の維持管理ということでございますので、いかに収入を上げるかというところが一番のポイントでございますけれども、それだけにとどまらず、周辺の渋滞、インバウンド等、課題をいろいろ——利用者の方にもアンケート調査等をやっておりますので、そういったところで利用者の方の要望等をすくい上げながら、幅広い事業者から応募がいただけるように、今後も要件等は見直してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○久原企業局長 すみません、企業局から少し補足の説明をさせていただきます。

今回の指定管理を進めるに当たって、関係者の方々とちょっと意見交換をさせていただいた中で、私どもの駐車場というのは、実は、設置する人間が、1名ないし——今1名です。あと、ないしは2名程度設置すればよくて、非常に企業としては手を挙げやすいというような声も聞かれました。

やはり、新規で手を挙げるとなると、それだけの人数を雇用しないといけない。その人材確保が非常に困難になっているという背景があるのではないかというふうに思ったところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 それぞれすみません。あり

がございました。

幾つか、指定管理を導入するに当たって、例えば、一番大きいのは、これは私の理解ですけれども、県が、あるいは自治体が直営で運営する場合よりも、圧倒的にコストが削減できるというのが大きなメリットの一つだと思っております。

かつて、人事課に、どれぐらいその効果があったかという話で、すぐに出るような話でもありましたけれども、実際それは見ておりません。ただ、私も、皆さんもそうだと思うんですが、確実にコストが低減化されているというのは実感しております。

ただ、あんまりその金額を渋く渋くというか、厳しく厳しくすると、受ける側のインセンティブがなくなってくるでしょうし、何よりもやっぱり削減をしたけれども、受けていただくところにはやっぱりある程度もうけてもらわないとうまく回らないという事情もあるんだろうと思っております。

ただ、一方で、これは意見が分かれるところかもしれませんが、その募集の条件を、これは土木部の発注なんかと似ているところはあると思いますが、公平にし過ぎると、県外の大手ばかり入ってきて、県内の企業からすると、何だこりゃということになってしまうのもどうかなと思いますので、一方では、民間のノウハウを——県が直接やるよりも、経費の面だけではなくて、民間のノウハウを導入してやったほうがよりうまくいくという面と同時に、やっぱり県内の中小というか、県内の企業、団体がある意味では育成するという面も少なからずあるんだろうと思っております。

そういう意味では、またそういう、もともとの原点に立ち返っていただいて、各課長の御答弁にも、やっぱり大分御苦労いただいて検討していただいているというようなところもうかがえますので、引き続き、次期に向けて、よりよい制度にしていければなど、いっ

ていただければなと思っておりますので、要望としてお伝えしたいと思います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第6号、第30号から第33号まで、第49号、第52号及び第55号から第57号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第32号を議題といたします。

請第32号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

お手元の請第32号、最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援に関する国への意見書の提出を求める請願について御説明いたします。

請願は、国に意見書提出を求めるものが3項目、県に対し、中小企業、小規模事業者への支援の拡充強化を求めるものが1項目、合わせて4項目となっております。

まず、1つ目の項目は、最低賃金に関する国への意見書提出についてです。

1点目は、石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代中に全国加重平均1,500円とする目

標について、経済情勢や中小事業者の経営状況、支払い能力を踏まえた見直しを求めるものでございます。

2点目は、最低賃金制度の在り方の見直しを求めるものです。

請願では、人材流出の懸念等から、各県の間で過度な競争意識が働き、最低賃金の無理な引上げにつながっていることに加え、県内一律の引上げは、経済が脆弱な地域のさらなる疲弊につながりかねないとの懸念が示されておりしております。

さらに、地方最低賃金審議会が、近年、使用者代表全員が反対したまま多数決で決定されるケースが多いことなどを踏まえ、制度の見直しを求められております。

3点目は、厳しい経営状況を強いられている中小企業、小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、支援の拡充強化を求めるものでございます。

そして、4点目は、今回の最低賃金適用に伴う中小企業、小規模事業者への県の支援拡充強化を求めるものでございます。

ここで、県の取組について御説明させていただきます。

県では、これまでも、県内企業の生産性向上や価格転嫁の取組を支援してまいりました。今年度も、国や県の生産性向上に資する補助事業に係る自己負担分を1割に軽減する上乘せ補助や企業のDXに要する経費の補助に取り組んでおります。

加えまして、適切な価格転嫁への理解促進や既存の国、県の支援策を再度周知するための説明会も開催しております。

また、商工団体等と意見交換を行うなど、緊密に連携しながら、現在国会で審議されております国の経済対策に盛り込まれております地方自治体への重点支援地方交付金を最大限活用し、中小企業、小規模事業者の方々が賃上げの原資をしっかりと確保できるような支援策を検討してまいりたいと考えておりま

す。

説明は以上でございます。

○高島和男委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○松田三郎委員 すみません、そもそも論で恐縮ですが、今荒木課長御説明いただきましたが、この地方にある審議会、これとの県の関わり、例えば事務局をしますとか、何かしますと、その関わり方というのは何かあるんですかね。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

この地方労働審議会、このうち最低賃金審議会につきましては、法律のほうで決められておりますけれども、こちらのほうに県との関わりは全くございません。

以上でございます。

○松田三郎委員 私、紹介議員にもなっておりますが、かねがね、これはここ数年でしょうかね、商工会議所連合会とか商工会連合会の方々と話をすると、特に今年の場合は、それが顕著だったというのは、先ほど、請願者、原山さんおっしゃったように、自分たちが最低賃金を上げることに反対しているわけではないと、ただ、その上げ幅とか、上げるスピード、これはちょっとという話でございました。

で、今日はおっしゃいませんでしたけれども、これにも一部分、ちょっと上品な表現しか書いてありませんが、結局、使用者サイドと被用者、労働者ですね、それと学識系、中立。体裁はそうなるけれども、特に今年この決め方、決まり方から言うならば、どうも——さっき1円単位で競争するとか、もう国のほうが最初に結論ありきで、反対をしても、もうそこで押し切られてしまうのであ

るならば、極端な話、極論ですよ、極論も中央の審議会のほうで決めてくれて、地方のほうではもうこれですよと言ってもらうほうがすっきりするんじゃないかとまでおっしゃる方がいらっしゃるといことは、非常にこの制度の運用にも何か形骸化があつて、危機感を我々は持っているわけですね。

だから、そういう意味では、そういう思いも含めて、あくまでも、さっき言いましたように、あまりにもスピードが速過ぎると、毎年毎年上がっていくと、その上げ幅もかなり中小企業では厳しいというようなお考えの、ここ数年の感想が全てここに集約されていると我々は理解をいたしておりますし、大きい企業はもうそもそも最低賃金を上回っているわけでしょうから、上げたくても上げられないような中小零細企業の経営者が、さらに上げなさいと、時期が通常今まで10月1日だったのが1月1日になったようでございますが、それはきついだらうというようなのが、やっぱりここに集約されていると思うんですね。

直接この審議会の運営には県はコミットしないということですが、最後に言われたように、今後賃上げしたくてもできないようなところのこの財源というか、原資をどうにかするところにはやっぱりしっかり相談に乗っていただきたいというような、最後要望でございます。お願いいたします。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 今お話がありましたけれども、先ほど請願があつた中身で、県がどうこうということにはなかなかならないと思うんですが、冒頭書いてあることを、これは紹介議員の方々の足元から、石破前政権が掲げた最低賃金を云々ということで、最低1,500円にということを目標に掲げられて、今経済活

動を進められてるんですが、私はそれはもう当たり前だなど、遅過ぎるなどというぐらい思うし、今回の最低賃金の問題について、県に支援をたくさん求められていますけれども、それはそれで支援を求めることはいいんですけども、私は、中小零細で大変厳しい経済環境に置かれている現状はあちらこちらで聞くので、確かに人件費がネックになるところもあると思いますけれども、私は、やっぱり働く人たちがまともな暮らしができれば、これはもうとんでもない社会になっていくのが大原点で考えていますので、熊本の場合は、ずっと最低賃金も、もう全国最低のランクですつときてるんですね。これではやっぱりいかぬなど。やっぱり最低賃金をアップしていくことは、もう労働者の大前提なんだということで考えれば、今回そういう中身では、柔らかに書かれていますね。県に支援をということ書かれていますけれども、根っこのところは、どうも、最低賃金制度ももうなくせというような、そんなニュアンスもあるので、やっぱりこの請願にはちょっと賛同できないなど、こんな思いでいます。

これは、県の意見を聞くということじゃなくて、私の思いを今主張したところです。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 誤解のないように、繰り返し申しあげましたように、最低賃金を上げるなどというのは一言もおっしゃってないわけで、その上げ幅とそのスピード、これがなかなかついていけないというようなことでありますので、岩中委員、誤解のないように、最低賃金を上げるなどは一言もおっしゃってませんし、これがどんどんどんどん進んで、これまた極論ですが、賃上げをどんどん――防衛的賃上げとかも言われますけれども、やむを得ずも、賃上げ、思った以上にスピード

——これは法律上の義務でしょうから、このスピード感に合わせて、あるいは上げ幅に合わせてやっていったがゆえに倒産をしてしまったってなると、その被用者は、さらに最大のデメリットでしょうから、そういう事情もあって、あまり急激に無理をさせるのもどうかかなという思いでおっしゃっているわけですので、くれぐれも、最低賃金を否定してるとか、上げるなどおっしゃっているのではないというところは申し添えたいと思います。

○岩中伸司委員 それはちょっと言い過ぎたから失礼しました。最低賃金はやっぱり必要だというのは同じ考え方のようですので、ほっとしていただけます。

私は、中小零細企業で大変な目に遭っている現状というのは聞くわけですが、企業自らその中心になって進めていって、事業として進めていく場合は、もう最初から赤字を覚悟とか、もう損をすることを前提にとかという考え方の人は一人もいないと思うんですね。大企業でいけば、今600兆円を超える内部留保を持ってるんですね。これはもうとんでもない日本の経済の状況だなというふうに思うんです。

一方では、働く人々が、今は特に、こういうこと言うといかぬが、労働組合なんかが少なくなって、労働条件がずうっとやっぱり低下しているように……

○高島和男委員長 岩中委員、申し訳ありませんが、質疑でしょうか、意見の表明でしょうか。あくまでも質疑でございます。

○岩中伸司委員 考え方を聞きます。

で、私は、そういう状況で支援をする、支援をするという県の思いは大事にしていかなければなりませんけれども、現在の労働者の実態をもっとよくしていこうということも県

としては考えていってほしいと。企業だけの支援じゃなくて、労働者支援も、やっぱりこれは、一方では——一方ではというか、一番大事なことじゃないかなと思うので、これはもう今委員長が言われましたので、お尋ねします。

執行部として、どういう立ち位置に立って、今後この労働者の最低賃金の問題を考えていくのか、そこら辺を御答弁をお願いしたいと思います。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

先ほどの御意見でございますけれども、まず、熊本県の中小企業のやはり賃上げを実現するためには、まずは企業が賃上げできるような経営状況、財務状況、そういったものを確保するというのがまず必要になってくるかというふうに思っております。

そのために、県としましても、現在でも、生産性向上、あるいは価格転嫁といったところの取組を進めているところでございます。

今後、そういったところの取組をできるだけ強力に進めていきまして、企業の皆様がそういう賃上げの原資を確保できるような形に持っていければというふうに思っているところでございます。

また、もう1つ、ちょっと補足させていただきます。

現在の石破政権の掲げるこの2020年代中に全国加重平均1,500円という目標でございますけれども、これまでの政府の目標は、これまで、令和6年度までは、全国加重平均が大体年3%程度で上がってきたところでございますけれども、仮に、2020年代、いわゆる2029年までに1,500円ということを達成するためには、年平均7.3%ほど、急に上げなきゃいけないと、そういう状況を踏まえての今回請願ではないかというふうに県としても認識しておるところでございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 最低賃金のアップ率をやっぱり高めていくというのは、今おっしゃったように、1,500円をめどにすればそういう考え方になるので、県としても、ぜひ働く人たちのことも考えながら、一方では、やっぱりそういう経営者のことも非常に大変だと思えますけれども、そういう意味では、みんながやっぱり平穏な暮らしができるような、そんな社会づくり、大原点ですので、今後ともよろしくひとつお願いいたします。

要望です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第32号については、いかがいたしまししょうか。

（「採択でお願いします」「不採択」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第32号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高島和男委員長 挙手多数と認めます。よって、請第32号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第32号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について事務局から配付させます。

（意見書案配付）

○高島和男委員長 今配付いたしました意見書案は、請願の趣旨を踏まえたものでありますが、この案のとおりでよろしいでしょう

か。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高井千歳委員 すみません、1ついいですか。

この賃上げに関してなんですけれども、一つ、赤字企業でも払わなきゃいけない消費税がやはり賃上げを妨害しているという側面があるというふうに思いますので、そこは、中小企業にとっては大変厳しいものになるんですけれども、ただ、一方で、大企業、特に輸出大企業に対しては、年間9兆円ぐらい還付をされているわけですので、やはり消費税を下げっていくというところも本来であれば入れたほうがいいのではないかなと。それがやはり賃上げの原資になっていくと思いますので、その観点も必要じゃないかなというふうに、ちょっと、私は、賛成ですけれども思います。

以上です。

○高島和男委員長 賛成ということで……。

○高井千歳委員 賛成で。

（「反対」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 反対ですね。

それでは、反対の表明がありましたので、挙手により採決いたします。

この意見書案を議長宛て提出することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高島和男委員長 挙手多数と認めます。よって、この意見書案を議長宛て提出することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」「お願いします」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が7件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

お手元のA3の報告資料①を御覧ください。

令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて、その概要を御説明いたします。

本件については、知事公室付から総務常任委員会に報告されるものですが、復旧、復興全般に関するプランになりますので、当常任委員会においても御報告させていただきます。

初めに、1、気象情報と主な被害情報でございます。

令和7年8月豪雨は、線状降水帯が繰り返し発生し、県内では、多いところで24時間の降水量が400ミリを超える記録的な大雨となりました。玉名市や八代市など5市2町に大雨特別警報が発表されるなど、広範囲にわたって局所的に甚大な被害が発生しました。被害状況は記載のとおりでございます。

これを受けまして、本県では復旧・復興本部を設置し、復旧・復興プランを策定することとしております。

2、復旧・復興プランの理念でございます。

被害対応の課題検証、取組の記録、継承、庁内連携の下、再建に向けた様々な取組の推進を図りながら、黄色の箇所でございますが、「県民みんなが安心して笑顔になる」熊本の復旧・復興を目指してまいります。

3、復旧・復興プランの4つの柱は、この後御説明します。

4、今後のスケジュールでございます。

来る12月18日に第2回の復旧・復興本部会議を開催した後、本プランを策定する予定でございます。また、来年度の出水期前に、プラン内容について進捗を確認することとしております。

裏面をお願いします。

プランの具体的な内容案でございます。

4つの柱、20項目ごとに、主な課題、改善の方向性、3年間の主な取組を記載しております。

当委員会に関係する項目でございますが、1つ目の柱「被災者の救済・生活支援」では、項目3、災害廃棄物の早期適正処理が該当いたします。

また、2つ目の柱「産業復興支援」では、項目5、被災中小企業者等の事業再建に向けた支援が該当いたします。

3つ目の柱「社会・産業インフラの機能回復」では、項目14、自然公園施設の復旧が該当いたします。

最後に、4つ目の柱「防災・減災の取組」では、項目19、ボランティア確保対策強化のほか、項目20、初動対応の検証は全部局に関連いたします。

早期の復旧、復興に向けて、当常任委員会所管部局一丸となって、全力で取り組んでまいります。

報告は以上です。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

報告資料の②を御覧ください。

第七次熊本県環境基本計画(素案)について御報告いたします。

現在、令和3年度に策定した10年間の基本指針に基づき、その前期計画となる現行計画の取組を進めておりますが、こちらの対象期間が今年度までとなっておりますので、後期計画として、令和8年度から5年間の第七次

環境基本計画を策定するものでございます。

また、当該計画は、県議会の議決を経る必要がございますので、2月の定例県議会での提案を予定しております。

本日は、パブリックコメントにかけます素案の概要につきまして御説明申し上げます。

この計画は、4編で構成しております。

第1編、第2編では、基本的事項等を整理しております。

第3編では、重点的テーマとして、熊本地域の地下水について、量と質の保全を両輪とした取組を整理しております。

第4編は、分野別計画として、分野ごとの施策を取りまとめています。

現行から大きな変更はございませんが、主な内容について御説明します。

第1章では、2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けて、現在、温室効果ガス排出量が増加している運輸部門の施策の強化や県の事務、事業での排出削減に向けた取組などを整理しております。

第2章では、効率的、循環的に資源を有効活用する新たな経済システムでありますサーキュラーエコノミーに関する施策等を、第3章では、自然環境の保全の推進、野生生物の保護、管理等の施策を整理しております。

第4章では、地下水の適正利用や水質保全、大気、土壌、騒音等の環境基準の達成に向けた取組などを整理しており、健全な水循環の確保などの水環境に係る施策を拡充しております。

第5章では、気候変動の影響に引き続き対応するために、農業や自然災害、県民生活などの分野における取組を、第6章では、環境教育、環境学習を推進し、積極的な環境保全行動を促進するための取組を整理しております。

最後に、第7章では、各施策を推進するための仕組みとして、持続可能な社会の実現に向けた地域循環共生圏の構築に関連する施策

を追加しております。

また、第4編第1章から第6章については、他の県の計画との整合性を踏まえた数値目標を設定しており、毎年度進捗を管理していく予定です。

最後に、この後のスケジュールになりますが、本日の報告後、県政パブリックコメントを実施し、令和8年1月の熊本県環境審議会の答申等を踏まえて、令和8年2月定例会に計画案を提案したいと考えております。

報告は以上です。

○村岡循環社会推進課長 報告資料③をお願いいたします。

第6期熊本県廃棄物処理計画の策定についてでございます。

まず、本計画は、1、計画策定の経緯に記載のとおり、廃棄物処理法に基づき定めるものです。

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としており、当計画に含まれる熊本県バイオマス活用推進計画、熊本県災害廃棄物処理計画についても同時に改定を予定しております。

次に、計画の概要について御説明いたします。

2枚目のA3の資料を御覧いただきますようお願いいたします。

まず、改定のポイントですが、2、計画改定のポイントに記載のとおり、1点目は、本県のサーキュラーエコノミーへの移行に向けた方向性や取組を盛り込んだこと、2点目は、環境省から策定を求められております一般廃棄物処理施設の長期広域化・集約化計画について盛り込んだことです。

県内の廃棄物に関する現状及び課題に関しては、3、本県の現状と課題に記載のとおりです。

一般廃棄物の1日1人当たりの排出量は減少傾向、再生利用率は横ばいの状況です。産

業廃棄物の排出量は増加傾向、再生利用率は横ばいの状況です。

これらの経年的な動きは、3枚目のA3資料にそれぞれグラフとして掲載しているところでございます。

また、第6期計画の目標値につきましては、4、目標値に記載のとおり、国の目標値に準じて設定しているところでございます。

取組の主な方向性といたしましては、5、サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組みの方向性に記載のとおり、一般廃棄物については、資源化促進のため市町村が行う分別回収等の取組を支援してまいります。

産業廃棄物については、事業者による優良事例を横展開するなど、県全体で底上げを図ってまいります。

また、サーキュラーエコノミーへの移行に向け、事業者支援の取組に加え、県民や事業者に対し、必要な情報発信をしてまいります。

6、個別計画改定の方向性といたしましては、バイオマスに関して、食品廃棄物の利活用率向上への取組、災害廃棄物に関しては、今年8月の豪雨対応を踏まえた改善点を追加しております。

また、改定ポイントの2点目でお伝えいたしました長期広域化・集約化計画は、県内のごみ処理体制に係るブロック区割りをコスト比較し、最も低コストであるこの5ブロックの区割りを計画としております。

このブロック区割りの図は、3枚目のA3資料、右下にその図を記載しているところでございます。

これは、あくまでもコストのみで県が設定したブロック区割りでありまして、これがファイナルではなく、これを出発点として、今後5年ごとに見直しを進め、市町村等の意見を反映させてまいりたいということを前提としております。

最後に、今後のスケジュールとしまして

は、最初のA4の資料にお戻りいただき、3に記載のとおり、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを実施する予定としております。

最終的な計画案の概要につきましては、年明け2月の定例県議会で本委員会に報告させていただきます、今年度内の策定、公表を予定しております。

循環社会推進課は以上でございます。

○浦田消費生活課長 消費生活課です。

2本計画を報告させていただきます。

まず、報告資料の④を御覧ください。

第5次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について御報告いたします。

まず、1の計画策定の趣旨でございますが、熊本県消費生活条例に基づき、消費者施策の計画的な推進を図るため計画を策定いたします。

計画期間は、令和8年度から12年度までの5年間となります。

次に、2の第5次計画の概要についてでございますが、第4次計画では、下に記載しております5つの重点施策に基づき、各種事業を展開し、消費生活相談体制をはじめとした取組を着実に推進してまいりました。

近年の状況といたしましては、デジタル化の急速な進展、高齢化の進行、成年年齢の引下げなど、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者トラブルも複雑多様化している状況でございます。

第5次計画では、第4次計画の取組実績及び成果、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、以下の4つの基本的方向性を定め、取組を実施していくこととしております。

まず、基本的方向性1につきましては、消費者被害の未然防止と早期救済の推進のため、県及び市町村の消費生活相談体制の整備や高齢者等の地域の見守り活動を推進いたします。

基本的方向性2につきましては、消費者の安全、安心確保のための法令に基づく検査、指導、取引適正化のための法執行、災害時等の注意喚起や情報提供を実施いたします。

基本的方向性3につきましては、関係団体と連携し、学校、地域、職域等の様々な場を活用し、ライフステージに応じた消費者教育を推進いたします。

基本的方向性4については、基本的方向性の1から3に基づく施策を推進するための関係機関との連携体制を強化いたします。

なお、消費生活相談体制の整備や消費者教育の推進などにつきましては、計画期間内に達成すべき成果目標、KPIを定めて取り組むこととしております。

計画の全体概要につきましては、別紙のA3資料にまとめておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

最後に、3の今後のスケジュールでございますが、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを行い、2月に本委員会で最終報告をさせていただき、3月下旬に策定予定でございます。

続いて、報告資料⑤を御覧ください。

熊本県食品ロス削減推進計画の改定について御報告いたします。

まず、1の計画改定の趣旨についてでございますが、本計画は、本県の食品ロス削減を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を目指すための計画となります。

本計画は、令和4年3月に策定されましたが、今回、計画期間満了に伴い、国の基本方針の変更等に合わせて改定を行うものでございます。

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となります。

次に、2の計画の概要でございますが、目標の設定としまして、食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合につきまして、令和7年度が95.8%となっており、既に現行の計画

の長期目標90%以上を達成しているため、前年度比増で再設定をしております。

また、食品ロス発生量につきましては、令和7年度中間目標の達成や国の削減率等を踏まえ、令和12年度までの長期目標を4万3,136トンから4万1,706トンに再設定しております。

取組の方向性として3つ掲げておりました、方向性1、消費者等の意識改革、行動変容推進につきましては、食品ロス削減に係る消費者教育、普及啓発、広報の実施に取り組めます。

方向性2の発生抑制及び有効活用の取組推進につきましては、事業者等と連携した食品ロス発生抑制や未利用食品の有効活用を推進いたします。

方向性3の県民運動の機運醸成(連携推進)につきましては、県民総参加の取組を推進してまいります。

この3つの方向性に基づき施策を展開してまいります。その中でも重点的に取り組む施策としまして、食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」を掲げております。

買物時の「てまえどり行動の推進」、外食時の「食べきり運動」の推進、事業者参加の「フードドライブ」活動の推進、消費者の意識を生かす「食ロスチェック」の実施などに取り組めます。

計画の全体概要につきましては、別紙のA3資料にまとめておりますので、後ほど御参照いただければと思っております。

最後に、3の今後のスケジュールでございますが、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを行い、2月に本委員会で最終報告をさせていただき、3月下旬に改定予定でございます。

消費生活課は以上でございます。

○小佐井男女参画・協働推進課長 男女参

画・協働推進課でございます。

報告資料⑥をお願いいたします。

第6次熊本県男女共同参画計画の策定について御報告いたします。

A4のほうの資料を御覧ください。

1、趣旨のところ、計画策定の趣旨について御説明します。

県では、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成を目指すための指針として、平成13年に熊本県男女共同参画計画を策定し、5年ごとに改定しながら、計画的かつ総合的に施策及び事業を展開してきております。

今回、現行の第5次計画が今年度末で終了しますことから、これまでの成果と課題及び新たな動き等を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第6次計画を策定するものです。

策定に当たっての考え方は、2に記載のとおりですが、特に、(2)、12月末の閣議決定に向け国が現在策定を進めております第6次男女共同参画基本計画との整合性、(3)、昨年実施いたしました県民意識調査の結果等を踏まえて策定しています。

次に、3、基本方針及び施策の体系(案)について御説明します。

計画の基本方針は、記載のとおり、多様な幸せ(well-being)の実現に向けた価値観の醸成、自分らしく生きられる社会環境の整備・充実、計画推進のための体制の整備・強化の3つを掲げております。

国及び市町村との連動を図りやすくするため、国の第6次基本計画案に準じております。

なお、計画の全体概要等につきましては、A3資料のほうにまとめておりますので、御参照ください。

最後に、4、これまでの経緯及び今後の予定を御覧ください。

今後のスケジュールとしましては、男女共

同参画推進会議による庁内での意思決定を経まして、来年1月にパブリックコメントを行う予定です。

最終的な計画案につきましては、年明け2月の定例県議会で本委員会に御報告させていただき、今年度内に策定、公表を予定しております。

男女参画・協働推進課は以上です。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

報告資料⑦をお願いいたします。

第2期熊本県スポーツツーリズム推進戦略の策定について御報告させていただきます。

9月の委員会で素案の概要を報告させていただきましたが、その後、県政パブリックコメントによる意見募集を経て、今回最終案を報告いたします。

まず、1、計画策定の背景・趣旨でございます。

2019年に開催されました大規模国際大会のレガシーを引き継ぐとともに、災害や感染症により低迷した県経済の活性化を目的に、令和3年度に第1期の戦略を策定しております。

第2期戦略では、第1期戦略の成果やスポーツツーリズムを取り巻く現状、課題を踏まえ、策定を進めてまいりました。

続きまして、2、計画の概要でございます。

ビジョンとしまして「スポーツの力で地域を豊かに」を掲げております。

これまでの成果を積極的に活用しつつ、熊本の強み、優位性とスポーツを組み合わせたスポーツツーリズムを展開することにより、持続可能な交流人口拡大や県民の健康と地域を豊かにする本県スポーツの産業化を目指してまいりたいと考えております。

計画期間としましては、令和7年度から令和9年度としております。

計画のポイントとしまして、3つの基本戦略を設定しております。

戦略1の観光の柱ともなるスポーツの産業化やスポーツを通じた地域活性化につきましては、近年、スポーツは産業としても成長しており、その経済効果に注目が集まっております。

そのため、アーバンスポーツ等の新しいスポーツの振興や国際スポーツ大会招致や合宿誘致、プロスポーツの振興など、これまでの取組をさらに強化するとともに、スポーツと産業を組み合わせた多様なツーリズムを推進したいと考えております。

戦略2の県民の健康と地域経済を豊かにするコンテンツ開発につきましては、これまで開発してきました県民の健康増進や誘客促進につながるスポーツコンテンツのブラッシュアップ、商品化に加え、県民も楽しめる熊本ならではの健康増進コンテンツの開発を進めてまいりたいと考えております。

戦略3の観光誘客・地域活性化に繋がる推進基盤の充実につきましては、スポーツコミッション機能の拡充や専門ノウハウを有した人材の育成、県有スポーツ施設の再生、整備に向けた取組などを進めることとしております。

詳細は、別添の計画の概要及び本文に記載しております。

資料の裏面をお願いいたします。

県政パブリックコメントにつきまして、10月17日から11月17日にかけて実施しております。

3名の方から9件の貴重な御意見をいただきましたので、戦略に反映するとともに、今後の施策推進の参考とさせていただくこととしております。

最後に、3、スケジュールにつきまして、本日御報告後、12月中の策定と公表を予定しております。

スポーツ交流企画課からの説明は以上で

す。

○高島和男委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 すみません、簡単な質問で。

報告資料③、報告いただきました循環社会推進課。

サーキュラーエコノミーというのは、一般的な用語なんですかね。というのが、これは、多分5期までには使われてなかったんだろうと思いますし、これ、国が使い始めたから、県も計画でこの用語を使っている、なかどうかというのをお聞きしたい。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

サーキュラーエコノミー、なかなか、多分一般の方は聞き慣れない言葉かもしれません。県民アンケートを昨年度やったところでも、数パーセントぐらいの認知度しかなかったというところで、これは今後の課題と捉えております。

もともとこれは、御指摘のとおり、国の第5次循環計画のほうで、サーキュラーエコノミーというのがかなり全面的に押し出されて、計画に盛り込まれていると。そこを受けて、本県の計画にも反映したというところで

す。ただ、3R、リデュース、リユース、リサイクル、以前からこの言葉はなじみがあるかと思いますが、それと大きくたがえるものではございません。ただ、何が違うのかというと、本質的に違うところは、これまでのこの3Rというのは、どちらかというと、経済的なメリットはあまりないかもしれないけれども、環境的な面で前向きに取り組みましよう

ねという、少し啓発的な意味合いがあったかと思えますけれども、サーキュラーエコノミーのほうは、これを経済の主軸に据えようというような考え方でございまして、そういった意味では、もう一步踏み込んで、リサイクルも、水平リサイクル、ペットボトルは例えばペットボトルとか、そういうふうなリサイクルをするとか、あと、そもそも大量消費というのをやめて、消費する前に使うというサービスを充実させて、大量消費というところからの大量の廃棄物が出てくるというところを見直そうと、そういった考え方でございまして、もう一つの観点といたしましては、経済安全保障というところで、どうしてもレアメタルとか、なかなか海外で、このあたりを確保するのが難しい場面も出てきている状況でございまして、やはり、国内で出てきた、そういったものを国内で回収して、資源として循環させようと、そういった経済的な戦略も踏まえているところではございまして、そういった観点から、経済産業省もかなりこのサーキュラーエコノミーの推進には力を入れているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 今の課長の説明を聞くと納得しました。特に経済安全保障等の側面があるというのはですね。

ただ、認知度がまだ低いということでもありますし、これはなかなか、国の悪口になりますけれども、国は何か新しい用語を使ったがって、特に片仮名をです。しばらくしたらもう全く文書にそういうのがなくなっているものもありますので、使わざるを得ない県としての立場はあるかと思いますが、あまりこの用語を、聞き慣れない、見慣れないのを使って、国に振り回されないようにといいますか、中身、概念については非常に同調するところもありますし、かつての3Rよりも、ちょっと経済的な部分を強調するという

意味では、持続可能性がより出てくるんだろうと思いますので、ただ、ちょっと用語のことで、私だけ知らぬとかなと思って心配になったので質問してみました。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高井千歳委員 すみません、男女共同参画計画案についてちょっと質問させていただくんですけども、働く女性の推進というところは書かれているんですけども、一方で、子育てをするだとか、介護する女性に対しての、そういったそれも立派な仕事だと、役割だというふうに思うんですけども、そこに対しての言及とかというのは考えられているんでしょうか。

○小佐井男女参画・協働推進課長 子育てや介護の方々についての助成については、それぞれの介護や子育てのほうの計画のほうには記載されていると思いますが、今回の男女共同参画計画のほうに、特段取り上げて記載はしておりません。

ただ、働いている、働いていないに限らず、健康、更年期とか、そういうのに配慮して、多様な幸せというのを追求するというところについては記載させていただいているところでございます。

以上です。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

私自身も、子供を産んですぐから、周りに、いつ復帰するんだみたいなことを言われて、ちょっと傷ついたことがあるんですけども、もちろん、働きたい女性は、それを支援していくというのは大事だと思うんですけども、一方で、やはり、子育てであったり、介護する女性も——女性だけに限らない

ですけれども、そういった方の価値というのもぜひ認めていただけたら、もちろん働く女性は支援しつつも、そういった子育てとか介護もすごく重要な役割だというふうに思いますので、そこも、ぜひ、そういう方々を、私自身、そういう声に追い詰められた部分がありましたので、追い詰めないような、そういう方々も支援していくような記載があるといんじゃないかなというふうに、ちょっと要望ですけれども、お願いいたします。

○小佐井男女参画・協働推進課長 全員に働いてほしいということではございませんで、皆様が自分らしく暮らしていける人生を選択していただきたいというような内容にしておりますので、御理解いただきたいと思いません。

以上です。

○高井千歳委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、平成27年度から、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に、県議会のホームページで公表することとしております。

ついては、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいで

しょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かありませんか。

○高井千歳委員 ちょっと課をまたぐかもしれないんですけれども、今計画中の特定公共下水施設について、ちょっと質問をさせていただきますというふうに思います。

今、どういった処理方法の設備を入れるか検討中ということで、前回もお答えをいただいたというふうに思うんですけれども、これ、土木部さんが主管だというふうに思うんですけれども、環境を預かる環境政策課さんとして、土木部のほうにどのように働きかけて、どういった処理方法でというのを、どのように連携をしているのか、また、進捗状況について、分かることがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

土木部で所管しております特定公共下水道ですけれども、今計画が進められているところでございます。

ただ、この事業につきましては、水量が基準を満たさないといいたいまいしょうか、対象事業の排水量よりも小さいということで、環境アセスメントの対象ではございません。

しかしながら、公共事業につきましては、県が独自に設置しております環境配慮システムという形で、環境アセスメントに準じた形で配慮するような形になっております。その手続を今進めているところでございますので、その中で、しっかり環境への影響、それを踏まえた排水処理方法とか、そういうことが検討されていくこととなりますので、そこら辺をしっかりと環境部署としては審査してい

くというような形で今考えております。

以上でございます。

○高井千歳委員 この280億ぐらい事業費をかけてしていくということなんですけれども、一方で、鶴羽田のほうには、まだ1日当たり2万立米ぐらいの余裕はあるということで、ただ、余裕を持たせるためにも、そして環境への配慮というためにも、新しく造られるというふうに認識しているんですけれども、280億ぐらかけるのであれば、やはりそこはしっかりと化学物質を除去するような設備を入れないと、これは税金を使ってやっているわけですので、そこはしっかりと責任を果たすことにやっぱりならないんじゃないかなというふうに思いますので、そこは環境を預かる課としてもしっかりと土木部のほうに働きかけていただきたいという要望をさせていただきます。

○高島和男委員長 ほかに何かございませんか。

○松田三郎委員 これは多分脇部長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、デスティネーションキャンペーン、これは県も、もう数年前から、決まってから、非常に準備も着々といただいているようでございます。

で、先日、ある方とちょっと話してて、私もどうかなと思ったのが、要は、キャンペーンによって、熊本県には県外からもたくさん来ていただけるように今頑張ってるわけですね。県内に来られたお客さんが、各地域なり各市町村に行っていただくような働きかけ、誘導というのは、これはJRが、あるいは県が、あるいはこれは地元が頑張るなさいという、どういう心の準備で、我々はこういう形で応援できるのかなという、本筋の県内のできるだけ各地域に行っていただきたいということを前提にするならば、そこから

先はどこが主導権を持つてというか、やればより効果が上がるのかなと思いましたが、お尋ねしたいと思います。

○脇観光文化部長 デスティネーションキャンペーンの件についてでございますが、基本的には、JRグループ6社と熊本県との共同で開催をさせていただきますので、プロモーション活動については、基本的には県外が中心になるのは否めないというふうに思っております。

ただ、一方で、令和5年から6年までの国内観光の宿泊客数が約1割減、この7年に関しましても、これは熊本だけではございませんが、全国的にやっぱり国内のお客様が低調であるという状況にあるんです。これはやっぱり、少子高齢化でマーケットが縮小しているということも背景にはあると思いますけれども、とはいえ、熊本県全体の宿泊客数の中で、国内のお客様が占める割合が8割ぐらいあるんです。それから、その8割の中でも、熊本を含めて九州圏内のお客様が大体6割から7割ぐらいあると。この中の多くは、やはり県内のお客様の移動によって賄われているところがあります。

ですので、今後、熊本県が持続可能な宿泊を確保する、観光を確保するためには、まさしく国内のお客様は重要であって、なおかつ、県内それから九州のお客様にできるだけリピートをしていただく、もう少子高齢化でするので、数がどんどん増えていくわけではないので、1回来たお客様が2回3回と来ていただくことで、最終的に国内のお客様に関しましても成長していくことが極めて重要だというふうに思っていますので、そういった観点からすると、やっぱり県内のお客様というのは非常に重要だというふうに思っています。

これは、JRにしる、新幹線だけではなくて、在来線も乗っていただけなきゃいけません

ん。それから、今回のデスティネーションキャンペーンの実行委員会には、南阿蘇鉄道をはじめとする地方路線もしっかりと入ってございますので、これに関しましては、県内のお客様に対するアプローチについては、熊本県もJRも、そして各地方路線に関しましても、みんなで一緒になってやっていこうというふうに思っていますので、我々から積極的な音頭を取っていきながら、各市町村にあります観光協会等とも連携を図りながら、県内のお客様に関しても、そしてまた鉄道が通っていない地域に対しても積極的に働きかけて、持続可能な観光産業の成長に向けて努力をしていきたいというふうに思っています。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○高井千歳委員 すみません、先ほどの特定公共下水施設のことについて、もう1点ちょっと質問させていただきたいんですけども、公害防止事業費事業者負担法というものがあると思うんですけども、その事業者の負担割合は、汚濁負荷量に応じて事業費の一部を負担させるというものがあると思うんですけども、費用負担の計画については、それはできているんでしょうか。

○廣畑環境保全課長 今の委員の御質問ですけれども、それは、具体的にそういう状況が発生した場合に、その背景等をいろいろ含めて判断されるかなというふうに思っております。今の段階で具体的にというのは多分ないかなとは思っております。

○高井千歳委員 ちょっと説明を私も以前聞いたところによると、国と県が出して、その事業者から利用費としてそれを回収していくみたいなお話を以前聞いたんですけども、

それは間違いですか。

○廣畑環境保全課長 そこら辺は、すみません、詳細にちょっとお聞きして、正確にお答えしたいと思いますので、後ほどでもよろしかったら、それでお願いしたいんですが。

○高島和男委員長 高井委員、それでいいですか。

○高井千歳委員 はい、分かりました。

インフラ整備にはやはりかなりお金がかかっている、そこに対して、やはり、県民が——その事業者は全く負担なく、やっぱり県と国がほとんど負担をするのかということをお聞きしたいんですが、そこをちょっとしっかり県民にも、どのぐらい国や県が負担をして、事業者がどのぐらい負担をしていくのかというところは、説明の必要があるのかなというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長